Ｅ―⑬―48405	株式会社工匠
Ｅ―㉗―48412	アルファーサービス株式会社
Ｅ―㉝―48414	大西　崇仁
Ｅ―⑨―48409	小野　訓男
Ｅ―㉓―48426	宮西　秀典
Ｅ―㊵―48421	株式会社Wall
Ｅ―⑯―48424	株式会社ＢＭサポート
Ｅ―㊵―48425	香山　清志
Ｅ―⑭―48408	株式会社ケイエムコーポレーション
Ｅ―㉒―48410	株式会社山総
Ｅ―㉓―48433	株式会社ウィズ
Ｅ―㉓―48434	株式会社SeesSign
Ｅ―⑭―48407	織田　政二
Ｅ―㉑―48422	株式会社直野美装
Ｅ―㉑―48427	株式会社ＥＳＴ
Ｅ―⑪―48432	株式会社ＤＭＮ
Ｅ―⑭―48415	株式会社第一装飾
Ｅ―㊵―48441	松下　博人
Ｅ―㉗―48442	株式会社ワイアール
Ｅ―㉝―48444	中野健一郎
Ｅ―⑫―48416	株式会社建装
Ｅ―㉓―48436	株式会社インテリア江南
Ｅ―⑳―48417	山口今朝一
Ｅ―⑮―48419	見留　利久
Ｅ―⑬―48439	株式会社ベース
Ｅ―㉕―48443	株式会社篠建
Ｅ―⑫―48420	鵜澤　健一
Ｅ―㉘―48437	有限会社アリス工芸社
Ｅ―㉓―48440	株式会社日美
Ｅ―④―48418	株式会社プラチナデザイン
Ｅ―㉒―48435	株式会社Ｉ―ＣＲＡＦＴ
Ｅ―⑬―48438	キリデザイン株式会社
Ｅ―⑫―48411	梅邨　裕輝
Ｅ―㉗―48445	デコラティブシステム株式会社
Ｅ―㊴―48448	守谷　直人
Ｅ―①―48451	株式会社今野商会
Ｅ―㊵―48450	吉永　正之
Ｅ―⑯―48423	株式会社竹鼻工業
Ｅ―④―48431	外山　浩基
Ｅ―④―48454	百足　貴行
Ｅ―⑦―48447	株式会社テクノサービス
Ｅ―㊼―48456	株式会社ファブリック
Ｅ―⑳―48449	合同会社ニューフォロー
Ｅ―⑫―48446	株式会社剱持総業
Ｅ―㉘―48458	トータルエス株式会社
Ｅ―㊵―48459	田中　聡武
Ｅ―⑫―48452	永嶌　豊
Ｅ―⑱―48457	株式会社リテンダ
Ｅ―㉚―48465	山田　周世
Ｅ―⑬―48453	株式会社Grit
Ｅ―⑫―48460	合同会社イチエダ
Ｅ―⑯―48466	株式会社インテリアあゆみ
Ｅ―⑬―48461	株式会社エム・エス・ケイ
Ｅ―㊵―48455	株式会社レッヴ
Ｅ―⑫―48467	東武サービス株式会社
Ｅ―㊲―48469	福田　司
Ｅ―①―48468	株式会社内研
Ｅ―㊵―48470	中池　司
Ｅ―㉓―48476	株式会社ジェイプラスワン
Ｅ―㊳―48479	高田　和貴
Ｅ―⑬―48463	株式会社安藤工業
Ｅ―⑧―48464	有限会社湖南家具販売
Ｅ―⑰―48471	株式会社ＪＨコーポレーション
Ｅ―⑪―48472	御楚松ＷＯＲＫＳ株式会社
Ｅ―⑭―48474	有限会社インテリアハウスヲクター
Ｅ―㊵―48477	原田　望
Ｅ―㉓―48494	株式会社ism
Ｅ―㉒―48480	硲　康成
Ｅ―⑳―48475	ＣＲＡＦＴ　ＳＴＹＬＥ合同会社
Ｅ―①―48487	佐藤　勝美
Ｅ―㊵―48489	伊藤　孝博
Ｅ―㊵―48490	松尾　賢亮
Ｆ―⑬―1777	イノベイジアデコール株式会社
Ｆ―㉗―1778	日建株式会社
Ｆ―⑬―1780	株式会社ノルウェジアンアイコンズ
ＦＥ―⑬―1774	batonn株式会社
ＦＥ―㉗―1775	エンデバーハウス株式会社
ＦＥ―㉒―1776	有限会社ＤＡＮＮＹ
ＦＥ―⑬―1779	福助商事株式会社
ＦＥ―㉓―1782	株式会社シーディアイ
ＦＥ―㉓―1784	豊島株式会社

○財務省告示第七十七号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により令和八年二月十二日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和八年三月二十七日　財務大臣　片山さつき

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額100円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・10年）	第26回	1,100,000,000円	102.15円
〃	第27回	600,000,000円	101.05円
〃	第27回	3,100,000,000円	101.13円
〃	第28回	3,000,000,000円	99.40円
〃	第28回	3,000,000,000円	99.50円
〃	第28回	1,100,000,000円	99.53円
〃	第30回	2,600,000,000円	96.50円
〃	第30回	5,600,000,000円	96.60円
合計		20,100,000,000円	

○農林水産省告示第四百三十五号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第六条第一項、第七条第一項及び第四項、第十一条第一項、第十二条第二項、第十八条の二第一項第二号、第十八条の三第一項に第二十八条第一項並びに砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和四十年農林省令第四十三号）第十七条の二及び第十七条の四の規定に基づき、同法第六条第一項の平均輸入価格、同法第九条第一項第二号ハの異性化糖軽減額、同法第十一条第一項の平均輸入価格、同法第十二条第一項の異性化糖標準価格、同法第十八条の三第一項の加糖調製品糖平均輸入価格及びでん粉標準価格、同法第十八条の二第一項第二号の異性化糖平均供給価格、同法第十八条の二第一項第二号の加糖調製品糖平均輸入価格並びに同規則第十七条の二及び第十七条の四の農林水産大臣が定めて告示する係数に同法第六条第二項（同法第九条第五項、第十一条第六項、第十二条第二項、第十八条第二項及び第二十八条第二項と併せて準用する場合を含む。）並びに同規則第十七条の二第一項及び第二十八条第二項及び第十七条の四の規定に基づき、それぞれにおいて準用する場合を含む。）の規定により令和八年三月二十七日　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第六条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラム

につき七六、六六〇円

適用期間　令和八年四月一日から六月三十日まで

二　異性化糖軽減額　零円

適用期間　令和八年四月一日から六月三十日まで

三　加糖調製品軽減額　一、〇〇〇キログラムにつき四、二〇〇円

適用期間　令和八年四月一日から六月三十日まで

四　異性化糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一七八、五一九円（うち消費税額及び地方消費税額分　一三、二二四円）

適用期間　令和八年四月一日から六月三十日まで

五　異性化糖平均供給価格　一、〇〇〇キログラムにつき一七四、九一七円（うち消費税額及び地方消費税額分　一二、九五七円）

適用期間　令和八年四月一日から六月三十日まで

六　加糖調製品糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき二二九、六四二円

適用期間　令和八年四月一日から六月三十日まで